<table>
<tr>
<td></td>
<td></td>
<td>表の１食当たりの栄養成分の量の欄に掲げる基準値を満たしているものであること。
二　企図する栄養成分の組成として申請者が設定した栄養成分の量及び熱量から±10％の範囲に入るように献立が設計されていること（ただし、主食を含まない献立の場合は、想定する主食の種類と量を明確にした上で、主食と副食の栄養成分の合計量が次の表の基準値を満たしているものであること。）。
三　糖尿病の食事療法として利用できるものであり、１食で完結する又は主食を追加することで完結するものであること。
四　既に調理がされており、温めて又はそのまま摂取することができる状態の食品であること。
<table>
<tr><td>栄養成分</td><td>１食当たりの栄養成分の量</td></tr>
<tr><td>炭水化物</td><td>50％エネルギー以上60％エネルギー以下</td></tr>
<tr><td>たんぱく質</td><td>20％エネルギー以下</td></tr>
<tr><td>食塩相当量</td><td>2.0ｇ未満</td></tr>
</table>
</td>
<td></td>
<td>たもの）その他意図的に強化された栄養成分の量
二　糖尿病用組合せ食品（１食分）である旨の文字
三　たんぱく質、脂質及び炭水化物が熱量に占めるべき割合（ただし、主食を含まない場合は、想定する主食の種類と量を明記し、主食を含んだものとすること。）
四　医師、管理栄養士等に相談し、その指導に従って使用することが適当である旨
五　使用方法
六　物性の調整をした場合、その旨</td>
</tr>
<tr>
<td>腎臓病用組合せ食品</td>
<td>次に掲げる全ての規格を満たすものであること。
一　次の表の栄養成分及び熱量の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の１食当たりの栄養成分の量及び熱量の欄に掲げる基準値を満たしているものであること。</td>
<td>腎臓病の食事療法を実践及び継続する者に適する旨</td>
<td>一　１食分当たりの熱量及びたんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量に換算したもの）、カリウム、リンその他意図的に強化された栄養成分の量（ただし、主食を含ま</td>
</tr>
</table>